

定員の弾力運用（入所円滑化）について

定員の弾力運用とは・・・総定員の範囲内で受け入れることを基本とするが、条例等で定められた必要面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて教育・保育の実施を行うこと。

減額調整の適用を受ける施設の要件

【2・3号認定こどもの利用定員について】

直前の連続する **5年間**、常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均所在率（※）が **120%以上**の状態にある施設に適用する。

※ 年間平均所在率

当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したもの

【適用となる事例】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用定員	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
入所人数	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120

上表のように利用定員に対し、常に入所人数が上回り、1年間の入所人数の合計（120人×12か月）を利用定員の合計（100人×12か月）で除した際、120%以上となる状態が5年間続く場合に減額調整が適用される。

定員の120%を超えた利用の希望がある場合には、保護者の希望を可能な限り満たすよう、人員配置基準や面積基準を満たす限りにおいて、定員の120%を超えた受け入れについて、何卒ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、定員の弾力化について、上限の設定は行いませんが、次の事項にご留意ください。

○ 留意事項

- 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、本市の定める基準を満たしていることが必要となります。
- 認定こども園においては、学級の編制（35人以下）についてもご留意ください。
- 連続する5年度間、常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均所在率が120%以上の状態となった場合については、6年目以降、公定価格において、「定員を恒常的に超過する場合」の減算調整が適用されます。ただし、利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における

年間平均所在率が 120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月から減算調整は適用されません。

- 1号認定子どもについて利用定員を超えて受け入れる場合においては、直前の連続する **2年間**、常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均所在率が 120%以上の状態にある施設に、公定価格において「定員を恒常的に超過する場合」の減算調整が適用されることとなりますので、ご注意ください。

○ 参考

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（府子本第 571 号・28 文科初第 727 号・雇児発 0823 第 1 号）」 抜粋

乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する 5 年度間^(注1) 常に利用定員を超えており^(注2)、かつ、各年度の年間平均所在率^(注3) が 120%以上の状態にある施設に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

(注1) 直前の連続する 5 年度間の起算点

確認（子ども・子育て支援法附則第 7 条によるみなし確認を含む。）の効力が発生する年度を起算点とする。

(注2) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設定備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、児童福祉施設設備運営基準、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は認定こども園設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(注3) 年間平均所在率

当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の利用定員の総和で除したものをいう。